

平成23年度 第2回 福岡市国民健康保険運営協議会

＜参考資料＞

－ 目次 －

1 福岡市国民健康保険事業の予算構成の概要	1
2 保険料の仕組み	2
3 保険料率の算定方法と保険料について	3
4 23年度保険料の考え方、他都市の保険料水準について	4
5 保険料・医療費・一般会計繰入金・国県支出金の推移	5

1. 福岡市国民健康保険事業の予算構成の概要について

①一般分医療給付費

- 医療機関等を受診した際にかかる医療費のうち、一般被保険者が支払う自己負担分を除いた費用

②退職分医療給付費

- 医療機関等を受診した際にかかる医療費のうち、退職被保険者が支払う自己負担分を除いた費用

③出産一時金等給付費

- 出産育児一時金
被保険者が出産した際に支給する一時金（子ども1人42万円）
- 葬祭費
被保険者が死亡した際に支給する給付金（1件5万円）
- 診療報酬審査支払手数料
診療報酬の審査、支払業務を委託している福岡県国民健康保険団体連合会への委託料

④後期高齢者支援金

- 75歳以上の後期高齢者医療費を支えるための現役世代の支援金（後期高齢者医療給付費等の4割）

⑤介護納付金

- 介護保険を支えるため40歳から64歳の被保険者が納付する納付金（介護費用の約3割）

⑥共同事業拠出金

- 高額な医療費の発生を、都道府県単位で費用負担を調整するための拠出金（レセプト1件あたり80万円以上の高額医療共同事業とレセプト1件あたり30万円以上の保険財政共同安定化事業に分かれる。）

⑦保健事業・事務費等

- 特定健診・特定保健指導、はりきゅうの助成費にかかる費用など

歳出

①一般分医療給付費 (60%)
②退職者分医療給付費(5%)
③出産一時金等給付費(1%)
④後期高齢者支援金 (12%)
⑤介護納付金(5%)
⑥共同事業拠出金 (14%)
⑦保健事業・事務費等 (3%)

歳入

①国庫支出金 (27%)
②県支出金(5%)
③前期高齢者交付金 (16%)
④療養給付費交付金(5%)
⑤共同事業交付金 (13%)
⑥滞納繰越保険料(1%)
⑦給付費返還金 等(1%)
⑧一般会計繰入金 (12%)
⑨現年度保険料 (一般+退職) (21%)

①国庫支出金

- 療養給付費負担金（定率負担）
一般分医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金から前期高齢者交付金等の財源控除した額（以下「給付費等」という）の34%（24年度に34%から32%、2%分は県へ移管）
- 調整交付金
給付費等の9%相当額。市町村間の財政力の不均衡を全国ベースで調整するための交付金（市町村間の財政力等に応じて画一的な基準によって交付される普通調整交付金と災害その他特別の事情を考慮して交付される特別調整交付金に分かれる。）

②県支出金

- 調整交付金
給付費等の7%相当額。（24年度に7%から9%、2%分が国から移管）定率分と収納対策等の取り組み状況に応じて交付される財政健全化交付金に分かれる。

③前期高齢者交付金

- 前期高齢者（65～74歳）の医療費を全被保険者間で財政調整するため、前期高齢者の加入者数に応じて被用者保険から交付される交付金

④療養給付費交付金

- 退職者分医療給付費に充てるため被用者保険から交付される交付金

⑥滞納繰越保険料

- 過去の未収分保険料収入

⑦給付費返還金等

- 資格喪失後の受診等による給付費の返還金収入 等

⑧一般会計繰入金

- 保険料の法定軽減分など法令等に基づく繰入金（法定繰入）
- 保険料負担緩和を図るため、市の任意による繰入金（法定外繰入）

⑨現年度保険料（一般+退職）

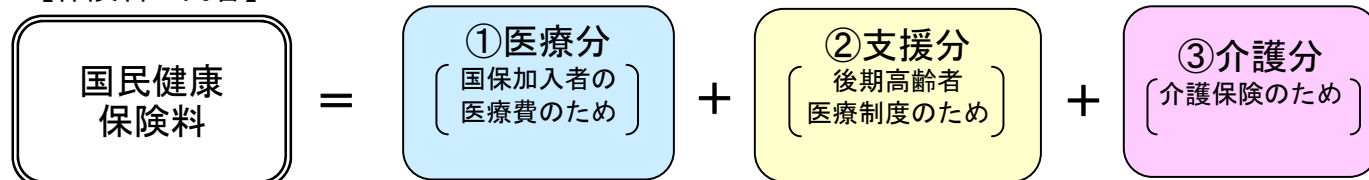
- 被保険者が負担する保険料

※パーセントは、構成割合（24年度予算（見込））

2. 保険料の仕組み

① 保険料の計算方法

【保険料の内容】



【平成23年度：国民健康保険料の保険料率】

区分	①医療分	②支援分	③介護分
(ア) 所得割	加入者各々の前年中の基礎控除後の総所得金額等 × 8.75%	加入者各々の前年中の基礎控除後の総所得金額等 × 2.80%	40歳以上65歳未満の加入者各々の前年中の基礎控除後の総所得金額等 × 2.68%
(イ) 均等割	1人につき 22,501円	1人につき 6,914円	40歳以上65歳未満の加入者1人につき 8,224円
(ウ) 世帯割	1世帯につき 25,264円	1世帯につき 7,763円	40歳以上65歳未満の加入者がいる世帯につき 6,789円

- 国民健康保険料は、世帯単位で計算し、世帯主が保険料の納付義務者となります。
- 保険料は、毎年6月に算定を行います。6月から翌年3月までの10回でお支払いいただきます。

② 均等割・世帯割の減額

- 所得が一定以下の世帯については、均等割と世帯割が減額されます。

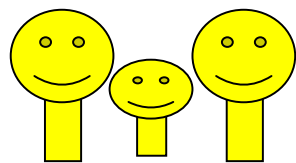
減額割合	減額の対象となる基準所得額
7割	国民健康保険の世帯主と、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が33万円以下
5割	前年中の所得が33万円+(24万5千円×国民健康保険の世帯主を除いた被保険者及び世帯主以外の特定同一世帯所属者の人数)以下
2割	前年中の所得が33万円+(35万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者の人数)以下

③ 保険料の減免

- 災害、失業、倒産などの事情により保険料の納付が困難な場合、減免が受けられます。

種類	減免事由	減免内容
災害	災害、風水害、火災等の災害や盗難、横領により、資産の1/3以上の損害を受けた場合	被害の程度により、被災以後1年以内の保険料の50%~100%を減免
所得減少	今年中の見込み所得が420万円以下で、その所得が前年に比べて30%以上減少する場合	所得減少割合に応じて、所得割額の10%~100%を減免
低所得	今年中の見込み所得が法定軽減制度の所得基準に該当する場合	見込み所得金額に応じて、均等割額・世帯割額の20%~70%を減免
給付制限	監獄などに収監され、保険給付を受けられない期間が1か月を超えてあった場合	一般の資格喪失に準じて減免
生活保護	生活保護の適用を受けることになった場合	当該年度の未納保険料を減免
旧被扶養者	社会保険などの被用者保険の本人が後期高齢者(長寿)医療制度の被保険者となったため、その被扶養者(65歳以上)が国民健康保険に加入する場合	・所得割の全額を減免 ・旧被扶養者に係る均等割額の半額までを減免 ・旧被扶養者のみの世帯の場合は、世帯割額の半額までを減免

参考：保険料の計算例



世帯人数：3人(親40歳2人、子1人)
給与収入：300万円(所得：192万円)

区分	①医療分	②支援分	③介護分
(ア) 所得割	139,125円	44,520円	42,612円
(イ) 均等割	67,503円	20,742円	16,448円
(ウ) 世帯割	25,264円	7,763円	6,789円
計	231,800円	73,000円	65,800円

保険料賦課額(年額) 370,600円



世帯人数：1人(40歳)
給与収入：98万円(所得：33万円)

区分	①医療分	②支援分	③介護分
(ア) 所得割	0円	0円	0円
(イ) 均等割	6,750円	2,074円	2,467円
(ウ) 世帯割	7,579円	2,328円	2,036円
計	14,300円	4,400円	4,500円

保険料賦課額(年額) 23,200円

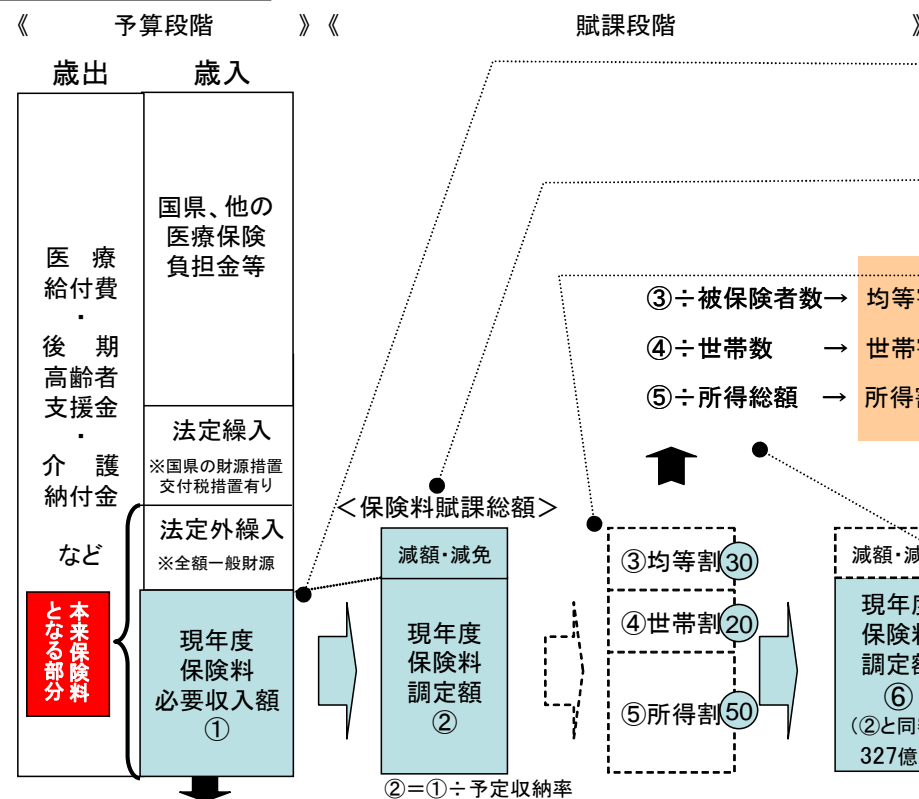
基礎控除(▲33万円)により賦課の対象となる所得が0円となるため、所得割がかかりません。

均等割・世帯割は、7割減額されます。

3. 保険料率の算定方法と保険料について

○ 医療需要等に見合った収入を確保する必要があるため、医療給付費等の歳出から国・県負担金や他の健康保険からの交付金、一般会計繰入金等を除いた残りを保険料でまかなうこととなる。

① 算定方式



- <1> 必要な経費から国県等支出金や繰入金を差し引き、**① 保険料必要収入額**を算定
- <2> **保険料必要収入額**を予定収納率で割り戻し(②)、減額減免分を加算し、賦課総額を算定
- <3> 賦課総額を**賦課割合**に応じ、③均等割(30) ④世帯割(20) ⑤所得割(50)に分け、それぞれの保険料総額を算定
※()は条例本則上の割合
- <4> <3>で求めた保険料総額をそれぞれ被保険者数、世帯数、**所得総額**で除して、均等割・世帯割額及び**所得割率**を決定

【福岡市国民健康保険運営協議会において諮問している保険料】

①÷被保険者数
→1人あたり保険料(必要収入額)

参考：予算段階

■1人当たり医療費(22N決算)
〈一般+退職〉 (円)

順位	都市名	医療費
①	広島	363,924
②	北九州	362,123
③	札幌	334,237
④	岡山	330,033
⑤	堺	325,782
⑥	神戸	318,846
⑦	新潟	310,623
⑧	大阪	310,438
⑨	京都	308,439
⑩	福岡	297,441
⑪	浜松	287,362
⑫	静岡	286,712
⑬	仙台	286,635
⑭	名古屋	284,457
⑮	横浜	280,820
⑯	川崎	275,062
⑰	さいたま	240,116
⑱	相模原	269,000
⑲	千葉	261,951

■1人あたり繰入(23N予算) (円)

順位	都市名	繰入
①	大阪	53,690
②	福岡	51,615
③	札幌	47,834
④	北九州	47,291
⑤	名古屋	41,144
⑥	仙台	40,934
⑦	相模原	39,685
⑧	京都	39,572
⑨	岡山	38,590
⑩	神戸	35,407
⑪	堺	32,978
⑫	さいたま	31,684
⑬	横浜	30,743
⑭	川崎	29,752
⑮	新潟	28,340
⑯	静岡	25,747
⑰	浜松	23,512
⑱	千葉	23,231
⑲	広島	19,169

※法定外繰入を含む

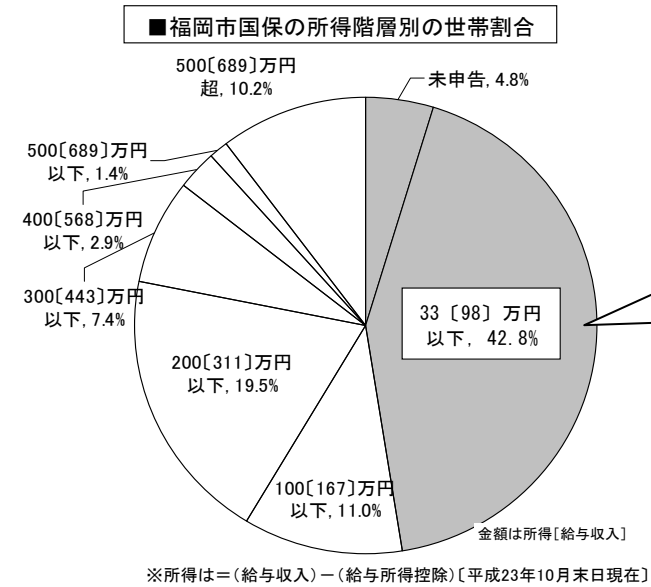
■1人あたり保険料収入(23N予算) (円)

順位	都市名	保険料
①	川崎市	114,564
②	横浜市	112,783
③	名古屋市	106,185
④	浜松市	105,751
⑤	広島市	105,342
⑥	岡山市	101,324
⑦	相模原市	100,722
⑧	堺市	100,071
⑨	さいたま市	97,754
⑩	仙台市	96,261
⑪	静岡市	95,927
⑫	神戸市	94,775
⑬	京都市	93,153
⑭	札幌市	92,370
⑮	福岡市	92,340
⑯	千葉市	91,031
⑰	新潟市	89,979
⑱	大阪市	83,391
⑲	北九州市	80,455

※医療+支援+介護

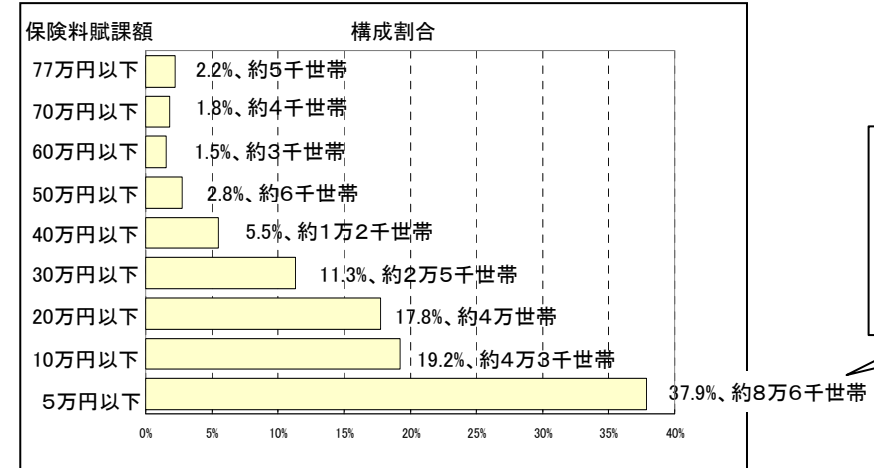
○ 医療費は政令市の中では中位で、一般会計からの繰入により、予算段階における1人あたり保険料は低くなっている。

参考：賦課段階



所得33万円(給与収入で98万円)(年金収入で153万円)以下の世帯が、全体の約半数を占めている。(これらの世帯には所得割が賦課されない)

■ 保険料賦課額階層別の世帯の状況



年間保険料の賦課額が10万円以下の世帯が全世帯の約6割を占める。

◇モデル保険料(23ND)
〔給与98万円、3人世帯〕

順位	都市名	保険料 (円)
①	横浜	54,630
②	名古屋	53,790
③	浜松	52,100
④	堺	49,284
⑤	岡山	47,376
⑥	仙台	46,680
⑦	神戸	46,640
⑧	京都	45,690
⑨	広島	45,313
⑩	大阪	43,252
⑪	福岡	43,200
⑫	相模原	42,500
⑬	静岡	42,100
⑭	新潟	40,200
⑮	北九州	38,520
⑯	さいたま	38,100
⑰	札幌	36,030
⑱	千葉	29,110
⑲	川崎	28,100

〔給与300万円、3人世帯〕

順位	都市名	保険料 (円)
①	堺	402,144
②	京都	385,700
③	札幌	375,030
④	福岡	370,600
⑤	岡山	348,720
⑥	大阪	346,125
⑦	北九州	327,350
⑧	新潟	325,300
⑨	さいたま	307,000
⑩	静岡	288,500
⑪	相模原	262,000
⑫	神戸	239,500
⑬	名古屋	239,120
⑭	千葉	239,040
⑮	仙台	230,060
⑯	横浜	227,550
⑰	浜松	221,700
⑱	広島	210,746
⑲	川崎	160,380

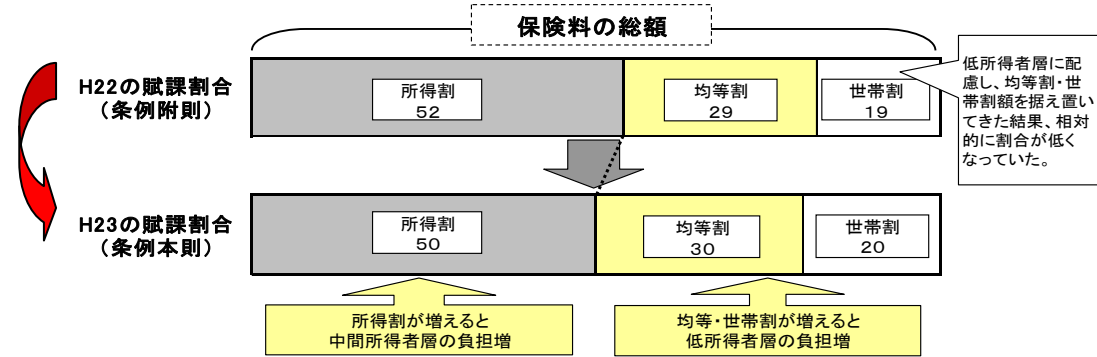
○ 所得割保険料は、加入者の所得に応じで設定されている。
○ 福岡市の国保加入者の所得水準は低いため、相対的に所得割料率が高くなる。

4. 23年度保険料の考え方、他都市の保険料水準について

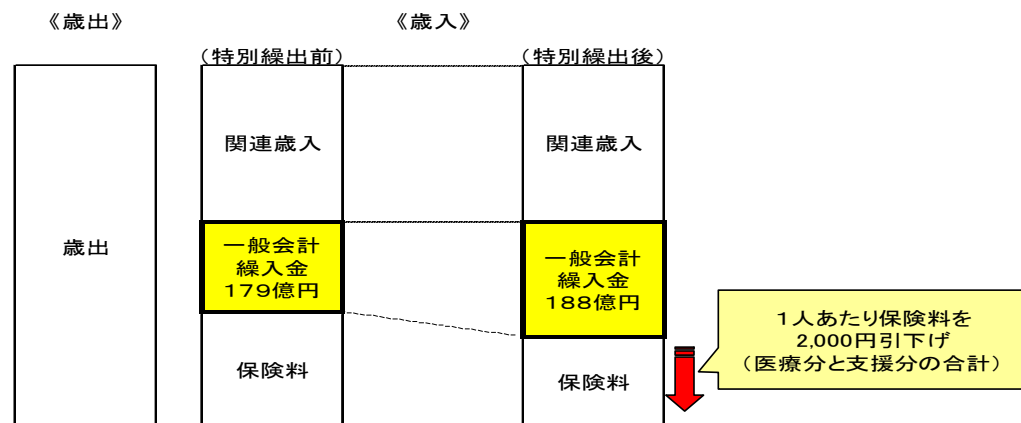
(1) 平成23年度の保険料の考え方について

- 平成23年度は、特に負担感の重い中間所得者層の保険料負担を軽減するため賦課割合を条例本則の50：50に戻して算定〔図1〕
- この結果、比較的所得の低い階層では負担増となったため、激変緩和措置として約9億円の法定外繰入金を増額し、1人あたり保険料を2,000円引下げ〔図2〕
- 国保運営協議会においては、「医療費等の支出の増加が見込まれる場合、本来、保険料は引上げとなるべきところである。しかしながら、平成23年度保険料の算定において、中間所得者層の負担軽減に向けた賦課割合の変更を行うこととしており、これによって生じる低所得者層の負担増加などに配慮した措置として、今回に限り、諮問どおり引下げを適当とするものである。」と答申した。

〔図1〕 賦課割合の見直し



〔図2〕 特別繰出の追加



(2) 他都市の保険料水準について

- 給与収入300万円のモデル保険料を政令市で比較した場合、福岡市だけが保険料を引き下げとなっており、多くの他政令市は引上げとなっている状況。〔表1〕

〔表1〕 モデル保険料の政令市比較 (22N-23N)

単身世帯	給与収入98万円				給与収入300万円			
	22年度		23年度		22年度		23年度	
	順位	都市名	保険料 (円)	増減	順位	都市名	保険料 (円)	増減
①	堺	26,568		①	仙台	344,960		
②	浜松	25,900		②	神戸	334,560		
③	大阪	25,423		③	堺	313,704		
④	仙台	25,220		④	福岡	313,600		
⑤	神戸	23,890		⑤	札幌	311,460		
⑥	岡山	23,400		⑥	京都	287,510		
⑦	福岡	23,100		⑦	大阪	285,089		
⑧	京都	22,242		⑧	広島	284,463		
⑨	北九州	20,860		⑨	岡山	268,800		
⑩	新潟	20,700		⑩	浜松	268,400		
⑪	札幌	20,640		⑪	名古屋	265,240		
⑫	相模原	20,600		⑫	北九州	257,230		
⑬	静岡	19,300		⑬	新潟	256,900		
⑭	広島	19,144		⑭	川崎	237,550		
⑮	名古屋	18,410		⑮	さいたま	224,900		
⑯	横浜	18,080		⑯	静岡	212,700		
⑰	川崎	16,380		⑰	千葉	200,380		
⑱	千葉	16,230		⑱	横浜	192,350		
	さいたま	13,500		⑲	相模原	189,100		

3人世帯	給与収入98万円				給与収入300万円			
	22年度		23年度		22年度		23年度	
	順位	都市名	保険料 (円)	増減	順位	都市名	保険料 (円)	増減
①	浜松	52,100		①	横浜	54,630	4,550	
②	名古屋	51,804		②	名古屋	53,790	1,986	
③	横浜	50,080		③	浜松	52,100	0	
④	堺	49,428		④	堺	49,284	▲144	
⑤	岡山	47,376		⑤	岡山	47,376	0	
⑥	仙台	46,760		⑥	仙台	46,680	▲80	
⑦	京都	45,786		⑦	神戸	46,640	1,690	
⑧	神戸	44,950		⑧	京都	45,690	▲96	
⑨	広島	43,583		⑨	広島	45,313	1,730	
⑩	大阪	42,817		⑩	大阪	43,252	435	
⑪	福岡	42,800		⑪	福岡	43,200	400	
⑫	相模原	42,500		⑫	相模原	42,500	0	
⑬	静岡	41,100		⑬	静岡	42,100	1,000	
⑭	新潟	39,800		⑭	新潟	40,200	400	
⑮	さいたま	38,100		⑮	北九州	38,520	1,170	
⑯	北九州	37,350		⑯	さいたま	38,100	0	
⑰	札幌	35,260		⑰	札幌	36,030	770	
⑱	川崎	29,670		⑱	川崎	31,280	1,610	
	千葉	29,110		⑲	千葉	29,110	0	

※保険料は、医療分+支援分+介護分
※3人世帯は、親2人(40歳代)・子1人

5. 保険料・医療費・一般会計繰入金・国県支出金の推移<予算ベース>

